

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年5月16日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人 弁護士

表記案件について、平成24年5月10日に和解案金額一覧をご提示いただいておりますが、以下の点について見直し願います。

1 始期について

乙3 (「<sup>A</sup> ホームページ」より取得) のとおり、<sup>A</sup> 漁港においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により、漁港施設が広範囲に被災しており、平時においても堤内地側に海水が浸入し、隣接する一連の施設及び背後地に甚大な被害を与えており、<sup>B</sup> 港湾建設事務所において土木業者との間で、着工を平成23年5月2日、完成を同年8月31日とする大型土のう工、航路泊地障害物除去、<sup>C</sup> 支承施設の工事が行われているとされています。

このような状況について、申立人からは口頭審理においても説明がなされていない中で、被申立人は<sup>D</sup> のホームページを手掛かりに平成23年6月1日から<sup>E</sup> の店舗営業を再開していることなどから、早くても5月までは地震、津波による影響が事業の再開を阻んでいたことが認められると主張していたが、今般、乙3の情報を得ましたので、客観性、公平の観点から始期の見直しをお願いします。

具体的には、現時点における情報からは少なくとも8月末日までは、地震、津波による影響が事業の再開を阻んでいたことが認められるものとして、賠償対象期間の始期としては平成23年9月1日以降と考えます。

2 終期について

終期については、平成23年11月末日か平成24年2月末日のいずれかでお願いたしたいと考えます。

以上

年 月 日

様式2

当初・変更

熊谷地障事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年 5月 2日

年度	事項	本契約	23年 8月24日
工事番号	工事名	竣工	23年 5月 2日
入札執行年月日	23年 3月 29日	発注種別	01一般土木工事
金 議 番 号	公 所	発注年度	23年 8月31日
路線・河川名	港	予定価格	
工事箇所	自		
至			
工事概要	大型土のう工、航路地障撤去		

業者コード 業者名	指名理由	入札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

## 随意契約理由書

平成28年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により、XXXXXXXXXX漁港の漁港施設が広範囲に被災しており、平時においても用地内に海水が浸入し、被災施設の増破及び背後地に甚大な被害を与えていることから、応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し、災害復旧工事に関する豊富な経験と実績を有するXXXXXXXXXXと地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及びXXXXXXXXXX財務規則施行通達第260条関係1の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

2023年7月4日

様式2

当初・変更

建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年5月2日

年度	事項	契約	23年4月1日
工事番号	工事名	竣工	23年5月2日
入札執行年月日	23年6月30日	発注種別	01一般土木工事
発注標準等級	本庁	発注標準等級	本庁
路線・河川名	指定箇所	予定価格	
工事箇所	自		
工事概要	支那設置		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		
	(1) (2)		
	(3) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

## 随意契約理由書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波によりA 漁港

応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し、PC 上部工工事に関する豊富な経験と実績を有すると地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び財務規則施行通達第 269 条関係 1 の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

年 月 日

様式2

当初 変更

建設事務所

入札（見積）執行開書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年 5月 2日

年度	事項	契約	23年 8月 2日
工事番号	工事名	着工	23年 5月 2日
入札執行年月日	23年 8月 2日	発注種別	01 一般土木工事
完成	23年 10月 31日	発注種別等級	
事業番号	公所	本庁	
路線・河川名	A 徳港海岸	予定価格	
工事箇所	官		
工事概要	消波ブロック工		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	
		(1) (2)	
		(3) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

### 随意契約理由書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により、[REDACTED] 漁港海岸の海岸保全施設が広範囲に被災しており、平時においても堤内地側に海水が浸入し、隣接する一連の施設及び背後地に甚大な被害を与えていることから、応急工事を緊急に施行する必要がある。

このため、当事務所から受注実績があり、施設状況を熟知し災害復旧工事に関する豊富な経験と実績を有する [REDACTED] と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び [REDACTED] 財務規則施行通達第269条関係1の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

平成 年 (東) 第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月1日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人 弁護士

表記案件について、以下のとおり回答いたします。

申立人によれば、<sup>B</sup> の釣り船の営業拠点は、<sup>A</sup> 漁港ではなく <sup>B</sup> 港であるところ、<sup>B</sup> 港においては東北地方太平洋沖地震による大津波の被害が釣り船の操業を妨げるほどのもので無かったとのご説明のようです。<sup>B</sup>

しかしながら、乙4のとおり、大津波により、<sup>B</sup> 港においても「沖防波堤、岸壁が被災し、通常の状態においても海水が用地内に侵入し、被災施設の増破および背後地に新たな被害を与える恐れがある。」「外郭施設、岸壁、道路等が壊滅的な被害を受けたが、被災地復興のためには物流機能の正常化が不可欠であり、早期に港湾施設を復旧する必要がある。」と記載されていることから甚大な被害を受けていることは明らかです。

そして、乙4によれば、上記被災による工事の完成時期は平成23年12月26日、平成24年10月5日とされていることから、<sup>A</sup> の釣り船の営業拠点が <sup>B</sup> 港であるならば、地震、津波による影響が <sup>B</sup> の釣り船事業の再開を阻んでいたものと考えるのが妥当と愚料いたします。

以上



年 月 日

様式 2

当初 変更

港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

暫定契約 23年 4月18日

年次	事項	契約	23年12月 2日
工事番号	工事名	着工	23年 4月13日
入札執行年月日	23年12月 1日	発注種別	01 一般土木工事
密議番号	公 所	本庁	発注標準等級
路線・河川名	港 外	予定価格	
工事箇所	自		
工事概要	瓦礫撤去工 舗装補修工 仮設施設設置工		

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

## 随意契約理由書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの港湾が甚大な被害を受けている。

特にA港は大津波により沖防波堤、岸壁が被災し、通常の状態においても海水が用地内に浸入し、被災施設の増破および背後地に新たな被害を与える恐れがある。

よって緊急に現場養生のための応急工事を行う必要があるが、B港の平成23年度の港湾漁港管理委託業務の受注者であり、海上工事に豊富な実績を有する地元業者であるCと地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号 及びD財務規則施行通達 第269条関係1の(1)に基づき単独により随意契約を致したい。

様式2

23年12月2日

当初・変更

建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年度		事項		契約	23年12月6日
工事番号		工事名		竣工	23年12月6日
入札執行年月日	23年12月2日	発注種別	01 一般土木工事	完成	24年10月5日
審議番号	B 公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	[Redacted]			予定価格	[Redacted]
工事箇所	[Redacted]				
工事概要	[Redacted]				

業者コード 業 者 名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び落札額		落札額 (契約額)	
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	3	(1) [Redacted] (3) [Redacted]	(2) [Redacted] (4) [Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随落契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

当初・変更

港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年度	事項	契約	年月日
工事番号	工事名	業工	年月日
入札執行年月日	23年 12月 2日	発注種別	01 一般土木工事
審議番号	000000	本庁	発注標準等級
路線・河川名			予定価格
工事箇所			
工事概要			

業者名	指各理由	落札業者の住所	
		入札額及び既入札額	落札額（契約額）
3		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

## 随意契約理由書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの土木施設が甚大な被害を受けている。

特に大津波により、**B**港では外郭施設、岸壁、道路等が壊滅的な被害を受けたが、被災地復興のためには物流機能の正常化が不可欠であり、早期に港湾施設を復旧する必要がある。

このため **B**港湾建設事務所から受注実績があり、当該復旧工事に関する豊富な経験と実績を有する会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約をしたい。

平成 24 年 6 月 7 日 木曜日

## FAX 連絡書

To.

被申立人代理人 弁護士 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

From.

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6 (COI新橋ビル3F)

TEL: [REDACTED] / FAX: [REDACTED]

主任調査官 [REDACTED]

全枚数 (本票を含む) : 1 枚

事件番号 平成 [REDACTED] 年 (東) 第 [REDACTED] 号

申立人 [REDACTED]

被申立人 東京電力株式会社

標記の事件 (以下「本件」) について、仲介委員の指示によりご連絡します。

平成 24 年 6 月 1 日付回答書等を当仲介パネルにて受領し、検討しましたが、本書面等のみからは、申立人が、平成 23 年 6 月以降 [REDACTED] 港を使用できなかったとの心証はとれず、有効な反論ではないと思料します。よって、当仲介パネルの和解案は変更しません。

本件については、和解案の提示を行い、すでにその回答期限である 5 月 23 日を大幅に渡過しております。

つきましては、被申立人においては、提示した和解案の受諾の可否について早急に回答ください。

なお、最近、仲介パネルが提示した和解案についての回答期限の渡過が他事件においても複数みられるようになり、当センターとしては大いに憂慮しているところです。本件についても、上記類型に該当する事件として当センターにおいて報告済みですので、ご留意ください。

以上

平成24年6月20日 水曜日

## FAX 連絡書

To.:

被申立人代理人 弁護士 [REDACTED] FAX [REDACTED]

From:

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6 (COI 新橋ビル3F)

TEL: [REDACTED] / FAX: [REDACTED]

主任調査官 [REDACTED]

全枚数 (本票を含む) : 1 枚

事件番号 平成 [REDACTED] 年 (東) 第 [REDACTED] 号

申立人 [REDACTED]

被申立人 東京電力株式会社

標記の事件 (以下「本件」) について、仲介委員の指示によりご連絡します。

被申立人の希望により、先日申立人から、申立人が使用する予定であった釣り船の写真が証拠として提出されておりますが、仲介委員から提示した和解案の検討状況はいかがでしょうか。

すでに和解案提示 (5月23日) から1ヶ月近くが経過しておりますので、早急にご回答ください。

以上

平成 年(東)第 号

申立人

被申立人 東京電力株式会社

平成24年6月20日

原子力損害賠償紛争解決センター

ご担当 調査官 殿

ファックス

被申立人代理人 弁護士

表記案件について、以下のとおり再調査願います。

当職にて、 が釣り船を停泊されているとする 港湾建設事務所  
に架電し、聞き取りを行ったところ、以下の回答を得ました。

- ・ **B** 港には の埠頭があり、うち は復旧しているが、その余は復旧していない。
- ・ 復旧した の埠頭については、貨物、石炭を運ぶ船については、暫定的に使用を認めているが、その他の船の使用は認めていない。
- ・ 釣り船や漁船が停泊しているとすれば、おそらく被害が大きかった から移動されたものだと思うが、使用を認めるものではなく停泊を黙認しているものである。

以上の次第であり、当職の電話聴取の限りでは、 **B** 港は未だ使用ができない状態と思われま

す。なお、上記は当職の聴取の結果であるため、公平を期するために、調査官においても **B** 港湾建設事務所に直接ご確認いただければと存じます。

以上



## (全部) 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年1月31日

損害項目 就労不能損害

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金160万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

本件に関し、申立人と被申立人は、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年7月30日

(仲介委員 森 哲也)